

福祉医療ってなあに？

問 厚生課
家庭支援係

うちも対象になる？



小諸市医療費特別給付金事業（福祉医療）のご案内

福祉医療とは、乳幼児、児童、障がい者、母子・父子家庭の方などを対象に、医療保険を使って、病院・歯科医院・薬局などにお支払いいただいた医療費の負担金の一部を助成する制度です。この制度について、多くお問い合わせいただく内容についてお答えします。

Q.1 県内医療機関へ受診をした際に受給者証を忘れてしまいました。

同じ月のうちであれば、受診された医療機関へご相談ください。翌月以降の場合は、医療機関から発行された領収書を厚生課へお持ちいただき、申請をお願いします。受診の際には、受給者証がお手元にあるか今一度ご確認ください。なお、県外医療機関で受診した場合は必ず厚生課に申請が必要となります。

Q.2 学校内や部活・下校中のけがで病院へ受診をしたいのですが…。

学校の管理下でのけがなどで、日本スポーツ振興センター災害共済給付制度（スポーツ保険）の給付対象となる場合は、学校へスポーツ保険の申請をしてください。医療機関窓口での受付時に、学校管理下での負傷または疾病であることを必ず伝えていただき、福祉医療受給者証は提示せずに自己負担分（総医療費の2割または3割）をお支払いください。後日、自己負担分と見舞金を含めた4割分の給付を受けることができます。スポーツ保険の対象とならなかった場合には、領収書をご用意のうえ厚生課へ福祉医療の申請をお願いします。

Q.3 子どもが病院へ受診した際に窓口で500円以上支払ったのですが、どうしてですか？

福祉医療は、医療保険が適用となる医療費が対象となります。そのため、医療保険適用外の検診、差額ベッド代、文書料、総合病院等の特定療養費などは対象外となるため、500円以上の支払いが発生する場合があります。

Q.4 障がい者で福祉医療受給者証を持っていますが、新しい受給者証が届きません。

障がい者手帳をお持ちの方は、手帳の期限に基づいて有効期間が決まります。手帳の有効期間をご確認ください。有効期間が過ぎている場合で、手帳更新後引き続き福祉医療の該当となりましたら、手帳引渡しの際に福祉医療受給者証もお渡しします。通常の更新と異なり受給者証は郵送しませんのでご了承ください。

Q.5 医療費が高額だったのに、振込金額が合いません。

1ヵ月の医療費が高額になった場合、加入している健康保険者から支払われる高額療養費や付加給付金を除く分が福祉医療費として支給されます。社会保険に加入されている方で、高額療養費等が支給されている場合には調査のご依頼をさせていただく場合がございます。

対象となる方

●乳幼児・児童

○出生から18歳に到達する学年までの子ども

●ひとり親家庭等

○ひとり親家庭の母または父および児童※

○父母のいない児童※

○障がい者（児）

○身体障害者手帳1～3級 ○療育手帳A1・A2・B1

○精神保健福祉手帳1・2級※ ○障害年金の受給者※

○65歳以上で国民年金施行令別表1・2級該当

※印がある資格区分は、所得制限があります。

【ご利用される皆様へのお願い】

○助成を受けるには、あらかじめ申請が必要です。資格認定された場合に受給者証が交付されます。

○受診される際は必ず医療機関の窓口へ保険証と一緒にご提示ください。

○加入している健康保険が変わった場合には変更届の提出が必要になります。

詳細はこちら ➡

